



総合自動車保険

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

◆この「重要事項説明書」では、「総合自動車保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ず内容をご確認ください。**契約者**と**記名被保険者**・車両所有者（車両保険をセットしている場合）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**記名被保険者**・車両所有者の方に必ずご説明ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり」または「総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。

契約概要
保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して**契約者**にとって不利益
となる可能性のある事項、特にご注意
いただきたい事項

マークのご説明



このマークがある項目の詳細については、「ご契約のしおり」に記載されています。「ご契約のしおり」は弊社ホームページに掲載しております。なお、冊子をご希望の場合にはSBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

用語のご説明（五十音順）

その他用語については「総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。

記名被保険者 契約自動車を主に運転する方（法人の場合は、その法人）で、保険証券等の「記名被保険者」欄に記載されている被保険者をいいます。

契約者 保険契約の締結や保険料のお支払い等、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方（法人の場合は、その法人）で、保険証券等の「保険契約者」欄に記載されている契約の当事者をいいます。

契約自動車 保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険証券等の「契約自動車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。

前契約 今回ご加入のご契約の保険始期日から過去13か月以内に加入していた直前のご契約で、記名被保険者（※1）および契約自動車（※2）を同一とするご契約をいいます。

※1 配偶者、同居の親族が記名被保険者であるご契約を含みます。 ※2 車両入替が可能なお車へ変更された場合を含みます。

同居の親族 同居されている親族の方をいいます。「同居」とは、同一家屋内に居住していることです。「親族」とは6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

配偶者 法律上の配偶者その他、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（※）をいいます。

※ 性別が同一である方の場合、所定の資料により確認させていただきますので、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

被保険者 保険の補償の対象となる方をいいます。補償の種類や特約によって被保険者が異なる場合があります。

保険金 保険事故により損害または傷害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払うお金をいいます。

保険料 被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、契約者が保険会社に払い込むお金をいいます。

未婚の子 これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。 *独身であっても婚姻歴のある方は含みません。

各種お問い合わせ先

■ご契約に関するご質問・ご連絡等

[SBI損保サポートデスク]

ご新規のお客さま
お見積り・ご契約手続き・資料請求



0800-8888-581

ご契約内容の変更・訂正・解約



0800-8888-831

ご継続のお手続きについて



0800-8888-832

操作方法・その他お問い合わせ



0800-8888-834

受付時間 9:00～18:00 ※12/31～1/3を除きます。

■IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、**0570-200-825**（有料）
恐れ入りますが右記の番号へお掛けください。

■耳や言葉の不自由なお客さまへ

■[SBI損保の手話・筆談サービス]をご利用ください。手話、筆談、文字チャットによる通訳サービスです。 <https://www.sbisenso.co.jp/inquiry/plusvoice/>

■事故・故障のご連絡・ロードサービス

[SBI損保安心ホットライン]

0800-2222-581

受付時間 24時間365日

■IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、
恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。

0570-550-627（有料）

「SBI損保安心ロードサービス」は弊社の提携会社がご提供いたします。

■弊社へのご相談・苦情

[お客様相談室] **0800-8888-836**

受付時間 平日9:00～17:00 ※土・日・祝日、12/31～1/3を除きます。

契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み 契約概要

基本となる補償、自動的にセットされる主な補償・特約、ご希望によりセットすることができる主な特約は以下のとおりです。なお、★は記名被保険者が個人、☆は記名被保険者が法人のご契約にのみセットすることができる特約です。

	相手方への補償	ご自身・搭乗者の方への補償	お車の補償	その他の主な特約
基本となる補償	対人賠償保険 対物賠償保険	人身傷害保険 搭乗者傷害保険	車両保険	
自動的にセット	★新規運転免許取得者に対する自動補償特約 (対人事故・対物事故) 被害者救済費用等補償特約	自損傷害保険 (※1) 無保険車傷害保険		★他の自動車運転危険補償特約 ☆臨時代替自動車補償特約
任意でセット	対物差額修理費用補償特約	★人身傷害車外危険補償特約 (※2)	自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約 + 車両危険限定補償特約(A) (※3) 車両損害に関するレンタカー費用補償特約 全損時諸費用保険金特約	★ファミリーバイク特約(人身傷害型) ★ファミリーバイク特約(自損傷害型) 弁護士費用等補償特約 ★自転車事故補償特約 ★自宅・車庫等修理費用補償特約 ★車内外身の回り品補償特約 ☆車両積載動産補償特約 ★個人賠償責任危険補償特約

※1 人身傷害保険をセットしない場合に自動的にセットされます。

※2 人身傷害保険の補償種類で「自動車事故補償」を選択するとセットされます。

※3 車両保険の種類で「車対車+限定A」を選択すると、この2つの特約がセットされます。

2. 主なサービス

総合自動車保険にご契約いただいたお車は「SBI損保安心ロードサービス」をご利用になれます。ご利用にあたっては一定の条件があります。

*本サービスは、弊社の提携会社がご提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。サービスの詳細は弊社ホームページに掲載しております「サービスガイド」をご確認ください。

3. 主な補償内容・運転者の範囲等

1 主な補償内容・特約 契約概要 注意喚起情報 1 4. 1 主な補償内容・特約

主な補償内容・特約の「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」は、以下に記載のとおりです。

補償項目		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 	契約自動車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われる保険金を超える部分に対して保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが死傷された場合 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
	対物賠償保険 	契約自動車の自動車事故により、他人の財物を損壊させた場合または電車等を運行不能にさせた場合で、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが所有・使用・管理する財物の損害 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等

補償項目		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
ご自身・搭乗者の万への補償	人身傷害保険 	自動車事故により、 契約自動車 に乗車中(※1)の方が死傷された場合、保険金額の範囲内でその実際の損害額に対して 保険金 をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合に、その本人について生じた損害 被保険者の重過失によって生じた損害 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで乗車中に生じた損害 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 (無免許運転による場合:上記に加え、台風、洪水、高潮によって生じた損害) 等
	搭乗者傷害保険 	契約自動車の自動車事故により、 契約自動車 に乗車中の方が死傷された場合、ご契約時に取り決めた条件(※2)に基づいて 保険金 をお支払いします。	
	自損傷害保険 	契約自動車の自動車事故で 契約自動車 に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険等が適用されない場合に、 保険金 をお支払いします。	
	無免許運転による事故 	賠償能力が十分でない無免許運転による事故により、 契約自動車 に乗車中(※1)の方が死亡または後遺障害を被った場合に 保険金 をお支払いします。	
お車の補償	車両保険 	契約自動車が偶然な事故によって損害を被った場合に 保険金 をお支払いします。詳しくは「 2 車両保険の補償範囲と自己負担額 」をご覧ください。補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」があります。	<ul style="list-style-type: none"> 無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合の損害 契約者、被保険者の重過失によって生じた損害 詐欺または横領によって生じた損害 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然の消耗 故障損害 タイヤの単独損害 等

【共通】その他**保険金**をお支払いできない主な場合

- 戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- 契約者**または**被保険者**等の故意によって生じた損害
- 契約自動車**を競技、曲技のために使用することまたは競技、曲技を行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 等

※1 **記名被保険者**が個人のご契約では、人身傷害保険の補償種類が「自動車事故補償」の場合または無免許運転による場合に、以下の(a)～(c)の方は歩行中や**契約自動車**以外の一定の条件を満たすお車に乗車中も補償の対象となります。

人身傷害保険で補償種類が「契約自動車搭乗中のみ補償」の場合は、**契約自動車**に乗車中のときに補償が限定されます。

(a)**記名被保険者** (b)**記名被保険者の配偶者** (c)**記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子**

※2 搭乗者傷害保険の医療保険金は、入院または通院をした日数の合計が5日以上となった場合に10万円を、5日未満の場合には1万円を定額で支払います。

特約名	特約の概要
他の自動車運転危険補償特約 	記名被保険者 、その 配偶者 、 同居の親族 または 別居の未婚の子 が一時的に借りた他人のお車(※)を運転中の事故でも、お客様からのお申し出に応じて、借りたお車の保険に優先して 契約自動車 の契約内容に従い 保険金 をお支払いします。 ※「自家用8車種」に限ります。
対物差額修理費用補償特約 	対物賠償事故における相手自動車の修理費が時価額を上回った場合、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額(50万円限度)をお支払いします。
自転車事故補償特約 	記名被保険者 、その 配偶者 、 同居の親族 または 別居の未婚の子 が自転車で走行中または搭乗中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合に 保険金 をお支払いします。 ※制動装置(ブレーキ等)を備えていない自転車を運転中に生じた事故に対しては、傷害保険金をお支払いしません。

*特約によっては、一定の条件で自動セットとなる場合があります。詳しくは「**1. 商品の仕組み**」をご参照ください。

2 車両保険の補償範囲と自己負担額

契約概要

注意喚起情報

①車両保険の補償範囲

車両保険種類には、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲を一部限定した「車対車+限定A」(※)の2つがあります。

※「車対車+限定A」とは、「自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)」および「車両危険限定補償特約(A)」をセットした車両保険をいいます。

【「一般車両」と「車対車+限定A」の補償内容】

「●」: 補償されます。 「×」: 補償されません。

損害の種類 車両保険種類	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害	他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害	火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮等による損害、いたずらによる損害
一般車両	●	●	●
車対車+限定A	×	●(※1)	●

※1「相手自動車」と「その運転者または所有者(※2)」が確認できる場合に限ります。ただし、「**契約自動車**の所有者(※2)」と「相手自動車の所有者(※2)」が同一の場合は、車両保険金をお支払いしません。

※2 その自動車を所有する方をいいます。ただし、自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、自動車が貸借契約により貸借されている場合はその借主をいいます。

②車両保険の自己負担額

車両保険では車両自己負担額があり、増額方式(※)と定額方式よりお選びいただきます。ご契約の車両自己負担額につきましては、お申込時にご確認ください。詳しくは、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

※増額方式とは、2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式をいいます。



の項目については、「**ご契約のしおり**」をご参考ください。

[水色の文字]の用語については、表紙 用語のご説明 をご参考ください。

3 補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報



2 運転される方の範囲・年齢条件チェック!

(1)記名被保険者が個人のご契約

補償の対象となる運転者は、「運転者限定特約」および「家族運転者等の年齢条件に関する特約」により範囲を限定することができます。契約自動車を運転される方にあわせて補償される運転者の範囲を設定してください。

①運転者限定特約

下表の「運転者限定の区分」のとおりに運転者を限定することにより保険料を割り引くことができます。運転される方の範囲に応じて下表の運転者限定の区分を設定してください。

②家族運転者等の年齢条件に関する特約

ご家族等の運転者の年齢に応じて以下の(a)～(c)の年齢条件を設定することにより保険料を割り引くことができます。下表のA～Dに該当するもっとも若い運転者の年齢に応じて年齢条件を設定してください。

(a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償

【補償される運転者の範囲】

「●」: 補償されます。 「×」: 補償されません。

運転される方	運転者限定の区分			
	本人限定	本人・配偶者限定	家族限定	限定なし
A 記名被保険者	●	●	●	●
B Aの配偶者	×	●	●	●
C AまたはBの同居の親族	×	×	●	●
D A～Cの方が営む事業に従事中の使用者	×	×	×	●
E AまたはBの別居の未婚の子	×	×	●	●
F A～E以外の方	×	×	×	●

運転者の年齢条件を適用します。

年齢条件を設定していても、年齢を問わず補償されます。

(2)記名被保険者が法人のご契約

「運転者の年齢条件に関する特約」により、補償の対象となる運転者の年齢条件を設定し保険料を割り引くことができます。

契約自動車を運転されるもっとも若い方の年齢に応じて、以下の(a)～(c)の年齢条件を設定してください。

(a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償

*記名被保険者が法人のご契約では「運転者限定特約」をセットすることができません。

4 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

次の保険・特約などについては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、保険・特約の対象となる事故について、基本的にどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約の際は、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、保険・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

なお、1契約のみにこれらの保険・特約をセットした場合、その保険契約を解約したときや継続しなかったとき、家族状況の変化(同居から別居への変更等)があったときに、保険・特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 人身傷害保険(自動車事故補償)(※)
- ファミリーバイク特約
- 自転車事故補償特約
- 個人賠償責任危険補償特約
- 弁護士費用等補償特約
- 自宅・車庫等修理費用補償特約
- 車内外身の回り品補償特約

*2台目以降の、契約者本人またはご家族が所有されているお車については、補償種類を「契約自動車搭乗中のみ補償」に設定し、2台目以降のそのお車に搭乗中の事故に限定していただくことで補償範囲の重複部分をなくすことができます。

5 保険金額の設定

契約概要



1 4. 5 保険金額の設定について

保険金額は、補償の項目ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。実際に契約する保険金額については、申込画面等の「保険金額」欄でご確認ください。

6 保険期間および補償の開始時間・終了時間

契約概要

注意喚起情報



1 4. 8 保険期間および補償の開始時期・終了時間

■ 保険期間: 1年間

■ 補償の開始: 保険始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込画面等に記載されている場合はその時刻)

■ 補償の終了: 保険満期日の午後4時

4. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

1 保険料の決定の仕組み

契約概要



1 5 1 保険料の決定の仕組み

保険料は次のような要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料は、申込画面等の「保険料」欄でご確認ください。

- ・1等級～20等級の区分および事故有係数適用期間により保険料が割引・割増される制度を採用しています。
 - ・前契約がない場合は6(S)等級となります。また、事故有係数適用期間は0年となります。
 - ・記名被保険者が個人のご契約で、2台目以降の自動車保険を新たに契約する場合、11等級以上のご契約に既に加入されているなど、一定の適用条件を満たすときは7(S)等級(複数所有新規契約)となります。また、事故有係数適用期間は0年となります。
 - ・前契約が1年間無事故の場合は翌年の等級が「1等級」上がり、事故があった場合は事故件数1件につき「1等級」または「3等級」下がります。
 - ・保険始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を超えた日である場合や前契約が解除となった場合は、7等級以上の等級の継承はできません。
 - ・等級を引き継ぐことができるのは、保険始期日時点で記名被保険者が以下のいずれかの方の場合です。
 - ・前契約の記名被保険者
 - ・前契約の記名被保険者の配偶者
 - ・前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- *上記にかかるわらず1～5等級、または事故有係数適用期間1～6年については、以下の場合に等級または事故有係数適用期間を継承することができます。
- ・前契約の満期日または解約日の翌日から起算して13か月以内の場合
 - ・自動車の買替えに際し新たな自動車を取得した時点で買替え前の契約を解約していない場合
 - ・等級を引き継ぐことができない方に記名被保険者を変更した場合で車両の譲渡の事実が客観的に確認できないとき(たとえば車検証上の所有者に変更がない場合) 等
- ノンフリート等級の情報交換制度について
- 自動車保険では、過去の保険事故の実績を保険料の割増引に反映させて等級を適用する等級別料率制度を採用しています。前契約等が他の損害保険会社であっても、過去の保険事故の実績による等級および事故有係数適用期間を適用します。この等級別料率制度の適切な運用を図るため、損害保険各社間では情報交換を行っています。情報交換制度によって、ご契約後に前契約等情報の確認を行います。万一、ご申告いただいた前契約等情報に誤りがあることが判明した場合は、保険始期からご契約内容を訂正していただけます。訂正にあたり保険料の返還もしくは追加のお支払い、確認資料をご提出いただく場合があります。お手続きに応じていただけない場合はご契約を解除させていただくことがあります。

記名被保険者 年齢別料率

記名被保険者が個人のご契約で、運転者年齢条件を「26歳以上補償」とされた場合は、保険始期日の記名被保険者の年齢に基づき料率区分を適用します。

地域別料率

記名被保険者がお住まいの地域(法人のご契約の場合は契約自動車を主に保管されている地域)に基づき料率区分を適用します。

型式別 料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなることがあります。

契約自動車

・契約自動車の使用目的 ・契約自動車の過去1年間の年間走行距離

各種割引

ご契約条件によって、割引が適用されます。

- ・新車割引
- ・セーフティ・サポートカー割引
- ・ゴールド免許割引
- ・インターネット割引
- ・証券不発行割引

2 保険料のお支払方法

契約概要

注意喚起情報



1 5 2 保険料のお支払方法

〔●〕:選択できます。〔-〕:選択できません。

支払方法 払込方法	クレジットカード払 (※1)	コンビニエンス ストア払	スマート コンビニ払	ネットバンク決済 (※2)	銀行振込
一括払	●	●	●	●	●
月払	●	-	-	-	-

※1 契約者が個人の場合は、本人または同居の親族名義、法人の場合は契約者である法人または代表者名義のクレジットカードのみご利用になります。

※2 契約者が個人の場合は、本人または同居の親族名義、法人の場合は契約者である法人名義の口座に限ります。

3 保険料の不払時の取り扱い

注意喚起情報

①一括払の場合

保険料は、所定の払込期限までにお払込みください。払込みがない場合、保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

②月払の場合

第2回目以降の保険料は、所定の払込期日までにお払込みください。払込期日の属する月の翌々月20日までに払込みがない場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故については保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
*ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

4 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。



の項目については、「ご契約のしおり」をご参照ください。

[水色の文字]の用語については、表紙 用語のご説明 をご参照ください。

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(申込画面等への申告における注意事項) 注意喚起情報

契約者または記名被保険者(車両保険の被保険者を含みます。)には、ご契約時に弊社が求めた告知事項について事実を正確にお申し出いただぐ義務があります。事実と異なる回答をされた場合や正しい内容への訂正に応じていただけない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込画面等の内容を必ずご確認ください。なお、次の告知事項のうち、★は記名被保険者が個人のご契約、☆は記名被保険者が法人のご契約に該当し、マークがないものはいずれにも該当する項目です。

主な告知事項									
記名被保険者について	①記名被保険者の個人・法人区分 ②記名被保険者の生年月日★ ③記名被保険者の運転免許証の色★ ④記名被保険者の住所★								
契約自動車について	⑤契約自動車の用途・車種 ⑥契約自動車の型式 ⑦契約自動車の車台番号 ⑧契約自動車の使用目的 ⑨契約自動車の改造の有無 ⑩契約自動車の主要な保管場所(都道府県)☆ ⑪契約自動車の過去1年間の年間走行距離 ⑫契約自動車を有償で人または貨物を運送するために使用するかどうか(※1) ⑬契約自動車の車検証の「自家用・事業用の別」に「事業用」と記載があるかどうか								
2 使用目的チェック!	※1 有償で人または貨物を運送するために使用するお車の場合は弊社ではご契約できません。 ・契約自動車の使用目的は、下表の区分を基準に設定してください。契約自動車の使用目的により保険料が異なります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用目的</th><th style="text-align: center;">判断の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">業務使用</td><td>契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">通勤・通学使用</td><td>「業務使用」に該当せず、契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">日常・レジャー使用</td><td>「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td></tr> </tbody> </table> ※2 「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更する場合は、その時点から1年間をいいます。 ・契約自動車の過去1年間の年間走行距離は、次の5区分からご選択ください。 (1)3,000km以下 (2)3,000km超 5,000km以下 (3)5,000km超 10,000km以下 (4)10,000km超 15,000km以下 (5)15,000km超 *純新規、複数所有新規、中断再開のご契約には走行距離区分は適用されません。	使用目的	判断の基準	業務使用	契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
使用目的	判断の基準								
業務使用	契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上業務(仕事)に使用する場合								
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、契約自動車を年間(※2)を通じて月平均15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								
前契約・他の契約について	⑭過去13か月以内に、解約し、または保険会社から解除され、更新しなかった自動車保険契約があるかどうか ⑮過去1年に特別危険料率(※3)の適用を保険会社から通知されたことがあるかどうか ⑯契約自動車について、今回のご契約と保険期間が重複する自動車保険契約があるかどうか ⑰過去13か月以内に満期を迎えて更新しなかった自動車保険契約があるかどうか ⑱前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間 ⑲前契約の事故件数と事故の種類(※4) ※3 弊社でお引き受けした契約であるかを問わず、保険金請求に詐欺行為があった場合、または酒酔い運転、無免許運転、麻薬等運転による保険事故を複数回起こした場合に適用される保険料率です。 ※4 ご契約期間中の事故件数等によっては、今回あるいは次回のご契約のお引き受けを制限させていただく場合があります。								
契約者について	⑳今回の契約自動車を含めて、契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が10台以上あるかどうか(※5) ※5 10台以上ある場合は、フリート契約者となり弊社ではご契約できません。また、今回のご契約締結時点で10台以上なかったとしても、前契約の保険期間中に10台以上となり、フリート契約者であった場合も同様に弊社でご契約できません。								
告知事項以外にご申告いただく事項	・契約自動車の初度登録年月 ・契約自動車のダンプ装置の有無(※6) ・契約自動車のオドメーターの値 ・契約自動車のオドメーターの確認日 ※6 自家用貨物車(普通・小型)の場合								

2. クーリング・オフ(ご契約申込みの撤回) 注意喚起情報

総合自動車保険は、クーリング・オフの対象外となります。

契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお、次の通知事項のうち、★は**記名被保険者**が個人のご契約、☆は**記名被保険者**が法人のご契約に該当し、マークがないものはいずれにも該当する項目です。また、通知事項に定める変更が生じ、弊社にご通知いただいた場合であっても、変更後の内容が弊社の引受条件の範囲外(図書 1 図 1 ご契約いただける条件)を参照ください。)となった場合には、ご契約を解約していただくことや、弊社よりご契約を解除することがあります。

通知事項	①記名被保険者の個人・法人区分に変更があったとき	⑦契約自動車の主な保管場所(都道府県)に変更があったとき☆
	②記名被保険者の住所に変更があったとき★	⑧契約自動車の車検証の「自家用・事業用の別」の記載が「事業用」に変更になったとき
	③契約自動車の用途・車種が変更になったとき	⑨フリート契約者に該当することになったとき(※)
	④契約自動車の使用目的が変更になったとき	※契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が10台以上になったとき
	⑤契約自動車を改造したとき	
	⑥契約自動車を有償で人または貨物を運送するために使用することになったとき	

また、ご契約後、次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますのでただちに弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、**保険金**のお支払いができないことがあります。

		契約内容の変更等が必要な場合
お車の保険価額に関する事項	①契約自動車の改造や付属品等の脱着により、お車の価額が著しく増加または減少するとき	
買い替えや廃車・譲渡等に伴う契約自動車の入替	②買い替えにより契約自動車の入替をするとき ③廃車・譲渡等により契約自動車の入替をするとき	
契約者・記名被保険者・所有者に関する事項	④契約者の交代や住所・氏名等を変更するとき ⑤記名被保険者の交代や氏名等を変更するとき ⑥所有者の交代や住所・氏名等を変更するとき	
その他の変更	・年齢条件の変更・運転者範囲の変更・補償または特約の追加・削除・保険金額の増額・減額 ・車両保険の種類の変更等 *日付をさかのぼっての変更はできません。	

2. 解約返りい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか(契約者が個人の場合に限ります。)、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。解約返りい金の基本的な計算方法は以下のとおりです。

一括払 解約返りい金=年間適用保険料(※1)×(1-既経過期間(※2)に対応する短期料率)

月払 解約返りい金(※3)=年間適用保険料(※1)×(1-既経過期間(※2)に対応する月割)-未払分割保険料

※1 ご契約内容に変更があった場合には、変更後の条件に基づき計算します。
※2 既経過期間とは、保険始期日から解約日までの期間をいいます。
※3 解約返りい金がマイナスとなる場合には、追加の**保険料**をご請求します。

既経過期間	7日まで	15日まで	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで	12ヶ月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
月割	1/12	1/12	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

月払のご契約を解約する場合、既経過期間(※2)に応じてお払込みいただくべき**保険料**の払込状況などにより、追加の**保険料**をご請求することができます。

3. ご契約の中止制度

注意喚起情報

満期日や解約日の翌日から7日以内に継続して契約しない場合は、原則としてその契約の等級は次の契約に継承されません。ただし、一定の条件を満たすときにはご契約を一旦中止し、次回新たに契約する際に中止前の契約の等級を適用できる「中止制度」を利用できます。この制度を利用するには、ご契約の解約日または満期日の翌日から5年内に中止証明書の発行をご請求いただく必要がありますので、弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

中止制度がご利用できる主な場合	○契約自動車を廃車、譲渡、リース業者への返還等で手放した場合 ○契約自動車の一時抹消登録 ○契約自動車の盗難 ○記名被保険者の海外渡航	○契約自動車の車検切れ ○記名被保険者の海外渡航
------------------------	--	-----------------------------

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

注意喚起情報

弊社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知(通知)受領権はありません。保険契約は**契約者**からのお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

2. 保険会社破綻時等の取り扱い

注意喚起情報

引受け保険会社の経営が破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときは、**保険金**、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の**保険金**、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る**保険金**は100%補償されます。

3. 個人情報の取り扱いについて

注意喚起情報

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、保険引受けの審査・履行、本保険契約の管理・履行、円滑かつ適切な**保険金**の支払い、再保険契約の締結や再保険金の請求、付帯サービスの提供、弊社・SBIグループ企業および提携先の各種商品・サービスの案内、アンケートの実施等の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、利用目的の達成に必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

弊社は、法令に基づく場合やSBIグループ企業および他の保険会社等との間で共同利用を行う場合を除いて、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

なお、弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告いただいた内容について、録音・記録・保存を行っています。

詳しくは、弊社ホームページ(<https://www.sbisisonpo.co.jp>)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

4. 重大事由による解除

契約者、**被保険者**、**保険金**を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、**保険金**の受取りを目的として事故を発生させた場合、**保険金**の請求について詐欺がある場合またはこれらと同程度に信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合については、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできることがあります。



その他ご留意いただきたいこと

4. 保険契約の解除等について

5. ご契約のお引き受けについて

過去の事故の発生状況等によっては、弊社規定によりご契約のお引き受け・ご継続をお断りすることやご契約条件を制限させていただくことがあります。

6. 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「総合自動車保険普通保険約款・特約」に定める書類のほか、「ご契約のしおり」の【保険種目別 保険金請求時に必要となる書類一覧表】に記載の書類等をご提出いただく場合があります。



3 4. 保険金請求の際に必要な書類について

注意喚起情報

指定紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

ナビダイヤル(通話料有料)

0570-022808 受付時間 9:15~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>